

## 自立援助ホーム そなえ 令和6年度事業報告

### 1. ホームの概要

① 施設種別 自立援助ホーム

② 所在地 〒740-0034

岩国市南岩国町5丁目19番12号

③ 定員 女子6名

④職員構成

- |                    |    |                              |
|--------------------|----|------------------------------|
| (1) ホーム長（ケアワーカー兼務） | 1名 | ホームを代表し、ホームの運営管理全般を掌理する。     |
| (2) ケアワーカー         | 3名 | 子どものケア全般に関すること。              |
| (3) 自立支援担当職員       | 1名 | 子どものケア、退居した子どものアフターケアに関すること。 |

### 2. 基本方針

さまざまな課題を持ち入居をしてくる子どもたちが自分自身と向き合えるよう安全な住環境の整備、安心できる人間関係作りに配慮し、子どもの自己表現を受け止め、適切な方向へ導く。

→まずは入居している子どもたちが安心して帰って生活できるように笑顔で話したり、子どもの話は否定せず受容的に聞くなどし、大人と子どもが信頼できる関係作りを心掛けた。

### 3. 支援方針

#### ①個別化

それぞれの子どもの課題に気づき、子どもの課題や目標に合った関わり方を心掛ける。また、子どもの自立支援計画を策定し、それに基づく生活支援、学習支援等により、子ども一人一人に対し個別に努める。

→他者と距離感を作りがちな子どもには、その子の興味がありそうな話題をすることで関わる時間を意図的に作ったり、就労が苦手な子どもには職場と連携し就業時間を短めに設定してもらうなどし、その他自立支援計画で決めた内容を意識して対応をした。

#### ②就労支援

子どもの携帯電話やホームの公用携帯を使用しインターネットや地域情報誌『もってけ』や店先求人張り紙など子どもたちが自ら就労先を探す環境をつくる。また、必要に応じて法人の連携協定先の企業へ話を聞きに行く。障害者サービスセンターとの連携を図りA型就労支援など個別の対応をする。

→就労が苦手な子どもには職場と連携を取り就業時間を短くしてもらったり、辞めると言った時に自分の言葉で伝える事を促したり、制服を一緒に返しに行った。

#### ③教育

学校へ行きたい子どもが再度通学できるよう、定時制や通信制や他進学への利用実現も計画、準備し通学出来るようにする。過去、不登校になった子どもが多いと予想されるため、学校との連携を深め、再度不登校にならないよう就寝前、起床時の声掛けをするなど努める。学習支援に関して、地域の『とりで塾』など活用し、ホームのケアワーカーが子どもの要望に応じて直接学習支援を行う。みらい塾、とりで塾に参加させる。

→本人の夢を聞き、通信制の学校に入学する為に面談と一緒に同行したり必要な手続きを手伝ったりし、希望通りの高校に入学することができた。

#### ④家族

家族関係の継続が可能な子どもは保護者との連絡を定期的に行い、子どもと保護者の関係が切れないよう配慮する。また、携帯電話を持った子どもが家族とどのように連絡を取っているか等、子どもからも様子を伺い、関わりの把握に務める。時期をみて家族の来所を促すなど家族間の調整をして何年も会っていない実母と面談をする取り組みなども行う。

→保護者と子どもの関係を聞いて配慮が必要な点には気を付けながら保護者からの電話に対応し、関係性が崩れない様に会話をした。保護者からの「子どもと電話したい。」との要望には子どもに確認しながら繋げた。

### 4. アフターケア

退居してからが真に支援が必要な時期であることを理解し、退居した子どものアフターケアを重点目標と捉え、計画的、組織的に取り組む。また、自立退居した子どもについては、個人的なやり取りも含めて子どもの生活を気にかける事が必要だと考え、毎月1回LINE、電話等で連絡をする。訪問しやすい環境を心掛け、ホームに立寄った時は食事を提供できるなど工夫をする。また、県外に移住した子どもに関しては出張の機会に合わせて面談を行う。食糧支援等は主にお米、缶詰、乾麺を郵送等きつかけ作りに努め近況を把握をしていく。入居中にとりで活動に参加させてアフターケアに繋がった。退所児童に月1で担当者が連絡する。退所する児童の引っ越し、家具などの購入搬入を手伝う。

→毎月1回は連絡を取り、繋がりが切れない様にした。ホームにくる際にはホームの子どもとの距離や関わり方に気を遣い、食事の提供をしたり、宿泊もできる様にした。

### 5. 生活支援

#### ①社会生活関係

##### (金銭管理)

基本的には自己管理とするが、自己管理ができないか、あるいは安心の為に預かりを希望する場合は本人同意のうえホーム管理を行う。自己管理をしている子どもには、貯金残高を把握し適時聞くようにする。入居間もない子でお金の持っていない子どもには借用書にサインをしてもらいバイト等の準備物を購入させる。

→安全の為に預かりを希望した子どもは、毎月、職員と一緒に預かり金のチェックをして

貯金額などを把握するようにした。入居間もない子どもには借用書にサインをしてもらいホームがお金を立て替えバイト等の準備物を購入させた。

#### （掃除・洗濯等）

基本的には個々に行ってもらうが、きちんとできない子どもにはケアワーカーが声掛けをし、一緒に行く。家電製品使用方法、洗剤などの使用料などは適時、取扱説明書を共に見で行う。

→ 洗濯機の使用法は入居時に説明をした。掃除は部屋を見た際に声をかけたり、職員と一緒に掃除をした。ゴミの分別が出来てない時は職員が声をかけて分からない所は一緒に分別をした。

#### ②性教育

性病、避妊、妊娠については日常的に会話して行く。異性関係を把握できるよう会話などから把握し状況記録をする。産婦人科の通院は壁が高い為、通院同行を行う。個々の性病、妊娠、中絶まで通院や斎場などは同行支援する。

→ 会話の中で、避妊の事や性病の事等を職員に話しやすいように普段から話した。産婦人科の通院に同行支援し、中絶の際には事の重大さを話し、子どもの気持ちに寄り添った。

#### ③誕生日

希望したメニューを作り職員が集まりみんなでお祝いをする。

→ 誕生日は、子どもの希望したメニューと本人が選んだケーキでホームの子全員と職員全員が集まりお祝いをした。入居してきた子どもが誕生日当日、一時保護中のために祝ってもらってない子がいたので、サプライズでケーキを用意してお祝いをした。

### 6. 入居

児童相談所からの一時保護委託、岩国市等のショートステイは空きがあれば積極的に受け入れ、入居についても事前に担当児童相談所と協議した上で基本的には受け入れる。

→ 岩国市や広島市の一時保護委託やショートステイを受け入れた。入居については児童相談所と協議しながら受け入れの為に子ども自身に見学や体験入居をしてもらい、慎重に進めた。

### 7. 医療

入居時に健康保険に入っていない子どもは、国民健康保険に加入してもらうか親の扶養に入れてもらうようにする。たひとり親家庭や支援されない子どもは福祉医療の手続きを行う。精神科、心療内科に通院の必要な子どもに関しては、同行し受診を心掛ける。誤飲予防が必要な子どもは大人が服薬を管理する。また、希望する子どもに対してはインフルエン

ず、コロナワクチン接種等、予防接種はホームが費用負担して接種させることとする。  
→入居時に健康保険に入っていない子どもは、国民保険に加入する手続きや福祉医療手続きを職員が同行した。服薬が必要な子どもには薬を職員が管理してその都度渡し、服薬確認をした。

## 8. 食 事

ケアワーカーが子どもと会話しながら調理を行い、リクエストメニューにも応えられるよう工夫し温かみのある食事の提供を行う。食事は温かいうちに摂取できるようレンジ温めて提供する。朝昼の食事希望時は子どもが札掛けを行い決められた時間に食べるように声掛けをする。地域から食材寄付の提供があれば有効活用する。嗜好調査アンケートは年2回（5月11月）と行い好みの把握に努める。

→調理中は子どもとのコミュニケーションの場になると思い、台所に来た子の様子を見ながら話し掛けたり、「一緒に作る？」と声を掛けたりした。夕食時は唯一、皆が集まる時なので食事の雰囲気が悪くならない様に楽しい会話などを心掛けた。食材寄付を使い食事を作った時には「これ頂いたものよ。ありがたいね。美味しいね。」等と伝え、寄付者に感謝の気持ちを感じられるよう、かかわった。希望があれば外食にも行った。

## 9. 権利擁護

子どもへの虐待、懲戒権の濫用を禁止し、子どもの最善の利益を優先する。

また、「子どもへの適切な対応のためのセルフチェックシート」（山口県子どもソーシャルワーク研究会：開発）を活用し、ケアワーカーが子どもと関わるうえで配慮する点、やってはいけない対応、望ましい対応をケアワーカー間で統一共有する。

さらに、「こども会議」を必要に応じて開催し、子どもの生活における困りごとや提案を聞き修正する取り組みを行う。

→ケアワーカーが子どもと関わるうえで配慮する点、やってはいけない対応、望ましい対応を職員会議などで意見を出し合った。子ども会議では子どもが意見を述べやすい様な雰囲気にした、子どもの意見を尊重し子ども同士が揉めない様にした。

## 10. 事故対応

ケアワーカーは報告・連絡・相談を理事長やホーム長にし、指示を受け理事長やホーム長と連絡が取れない場合は各自判断のもと警察や病院などに連絡や対応を行い、ホーム長へ報告をする。事故後は事故報告書を早めに作成し、必要関係機関に送る。ホームとして被害届の提出を進める。保護された子ども身元引受人として迎えに行く。無断外出した時には捜索願いが受理されなくても警察に連絡を入れて指示を待つ。

→ケアワーカーは理事長やホーム長に相談しながら警察に連絡をして対応してもらったり、保護された子どもの身元引受人として迎えに行った。事故後は、なるべく早く事故報告書を

作成し、必要関係機関に送った。

#### 1 1. ヒヤリハット

子どもから受けたヒヤリとした出来事・反応やハッとした気付きがあれば記録として残し、振り返りを行えるようにする。同じような事例が何度あったとしても、ヒヤリ・ハットすればその都度記入作成し、ケアワーカーは月 1 回目職員会議でヒヤリ・ハットを振り返り共有を行い責任者会議で虐待防止委員として共有する。

→ヒヤリハットを記録し、職員会議で振り返り共有を行った。

#### 1 2. 機関連携

子どもの自立支援のための取組として、子どもの不法行為（主に無断外出）に対して岩国警察署との連携、児童福祉司の定期的な面接調整などを実施する。SNS で繋がらないよう声掛けをする。警察に連絡して県外で保護してもらう。

→無断外出をした時に警察と連携を取り、子どもがホームに帰って来た時に警察の方から子どもたちに直接注意をしてもらい、補導として対応してもらった。児童相談所で月 1 度、子どもと職員と児童福祉司で生活の振り返りを行った。

#### 1 3. 個人情報

個人情報保護法の適用遵守義務を受け、個人情報データやケース記録等の管理は厳密に行う。また、外部への情報発信時に子どもの情報を載せる際、本人や保護者から同意を得た上で行う。子どもとの間も同様許可をもらう。

→ケース記録等の管理は子どもたちが見ない様に気を付けた。SNS 等に載せる写真等にも本人に許可をもらった。個人情報保護マニュアルに沿って行った。

#### 1 4. 苦情解決

子どもの苦情を公に且つ組織的に対応し、苦情の適切な解決に努める。

具体的にはホーム内で苦情解決責任者、苦情解決担当者、第 3 者委員を決め玄関先にチラシを掲示し、子どもたちにも必要があればその仕組みについて説明をする。特に第 3 者委員の 2 名は外部委員となる為、子どもたちがケアワーカーとの話し合いで事態の解決が難しいと判断した際にその対応が求められ、そのための関係づくりとしてホームの子どもたちと一緒に第 3 者委員が夕食を摂ることで顔を合わせ少しでも相談しやすい関係づくりに配慮する。意見箱を確認する。

また、担当児童相談所や保護司等へ子ども自身が直接電話し苦情を言えるよう、こういった子どもと児童相談所や保護司等への直接連絡を図る。

→日々の生活の困りごとを聞き取り、必要に応じて解決のために働きかけた。玄関先に第三者委員の連絡先を掲示、また意見箱も置くことで子どもたちが苦情や外部に意見を述べた

い時にそれができる環境づくりを行った。

#### 15. 職員研修

ケアワーカーはホーム長命により研修に参加する。

山口県ひとづくり財団の主催する研修、中・四国自立援助ホーム協議会が主催する研修、全国自立援助ホーム協議会が主催する研修への参加を軸に職員教育を図る。

また、毎月2回「かかわりの記録」をケアワーカーは作成、子どもとのかかわりで気になった、あるいは未消化となったかかわりなどを記録し、その際の自らの行動や感情を振り返り、その内容を職員会議で1例を取り挙げ職員で論議し理事からスーパーバイズを受けるという取り組みを行う。

→研修に参加する事で、専門知識等を得る事が出来た。「かかわりの記録」では自分と子どもの関わり方の疑問を職員同士が意見を出し合い、かかわり方の気づきや新たな支援に繋がった。延べ、32名研修に参加した。

#### 16. 会議

月二回（第2、第4水曜日）は全ケアワーカーが集結し職員会議を行う。内容は子どものケアやホーム運営全般、地域支援活動（塾、子ども食堂）のこととする。ホームでの子どもからの不平不満や子ども達の安定や調和を保つためにこども会議を必要に応じて行えるよう日程調整をする。子ども意見を尊重しホーム長でも対子どもと決めごとをせず会議で議論した。

→職員会議ではケアワーカー全員で参加する事によって、いろんな意見を出し合い話し合う事が出来た。子ども一人一人の状況や他の職員の時の様子を聞く事が出来た。自分の目線だけでなく、チームで考える事が出来た。

#### 17. 防災訓練

避難訓練を実施し、万一、火災が起こったときに迅速に対応できるようにする。また、火災警報器が鳴ったときに冷静かつ迅速に対応ができるようにすべてのケアワーカーが手順の確認作業を行う。日頃から防災について会話に取り入れる。子どもも積極的に参加を促す。→職員会議後に実施し、職員全員とその日に居るホームの子で行った。訓練の結果で気づきを消防の方から聞き、見落としていた事等に気付く事が出来た。

#### 18. 環境整備

ケアワーカーと子どもが協力してホームの美化の保持を心がける。子どもがより良い環境の中で暮らせるよう、子どもの意見を聞きその都度ケアワーカー間で話し合う。それにより必要な備品があれば部屋ごとに購入し備える。庭兼駐輪場の雑草除去も適宜行う。草刈り機で除草作業する。

→子どもが良い環境で生活できるように職員は美化を心掛けた。庭の雑草除去、エアコンの掃除等をした。

#### 19. 住民理解

必要に応じて住民への説明会や自治会行事に参加する。ホームと地域の調和を図る。  
その他、食事会、『とりで』キャンプやスキーの参加等、個々の希望に沿った参加が出来るよう地域住民の協力を得ていく。地域住民への理解が乏しい為、積極的に行事に参加や自治会長さんにパンフレットなどを持って挨拶に行く。

→とりでこども食堂、とりで塾、スポーツ交流会に子どもたちが参加し、地域の子どもたちやボランティアの方と交流し、岩国市という地域に対し所属感を持てるような場づくりを意識した。